字池ノ平　乙九六五二番一から乙九六五二番三まで
字戸屋ムネ　乙九六五八番二
乙九六五九番二
乙九六六〇番
乙九六六一番一
乙九六六二番一
字小別当　乙九六六七九番一
字三方木　乙一〇〇九三番から乙一〇〇九七番まで

○国土交通省告示第千百四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十一月四日

国土交通大臣　前田　武志

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

水尾川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷

京都府京都市右京区嵯峨水尾滝ノ谷

一番一
四番から八番まで
一〇番から一二番まで
一三番・一七番・一八番・一九番・二〇番・二三番・二四番合併
一四番から一六番まで
二一番及び二二番
二五番から三五番まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

京都府京都市右京区嵯峨水尾
北ノ谷
一〇番一　一号及び二号
一〇番二　三号及び四号
一〇番　五号及び六号
九番　七号
一一番二　八号
一一番一　九号
一三番二　十号
一三番一　十一号
一四番　十二号
岩ノ谷　二番二　十三号
一番　十四号及び十五号
宮ノ脇町　五番　十六号から十八号まで
四番　十九号
六番　五十二号
七番　五十三号
八番　五十四号
九番　五十五号
一一番三　五十六号
一一番一　五十七号
一二番　五十八号
一八番　五十九号
一八番二　六十号
一七番　六十一号
一八番一　六十二号
二六番地先無番地　六十三号及び六十四号
二七番・二八番合併地先無番地　六十五号
四三番　六十六号
滝ノ谷　二番一　二十号及び二十一号
二番二　二十二号から二十六号まで
三番　二十七号
四番　二十八号
一番一　三十七号から三十九号まで
一番二　四十号から五十号まで
一番三　五十一号
中頃　一番一　二十九号から三十六号まで

○防衛省告示第二百五十九号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十三年十一月四日

防衛大臣　一川　保夫

日時　平成二十三年十一月七日から同月十日まで（予備、同月十一日から同月十三日まで）の間、毎日〇六〇〇から二〇〇〇まで

区域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二六度二三分一四秒　東経一二八度一九分五三秒
(イ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分五二秒
(ウ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五九分五二秒
(エ)　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒

自衛艦二隻

一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

実施艦
その他

○防衛省告示第二百六十号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十三年十一月四日

防衛大臣　一川　保夫

日時　平成二十三年十一月七日から同月十日まで（予備、同月十一日から同月十三日まで）の間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　沖縄島南東方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二四度二三分一五秒　東経一三〇度四七分五二秒
(イ)　北緯二五度二六分一五秒　東経一三一度四一分五二秒
(ウ)　北緯二五度一三分一五秒　東経一三二度三〇分五二秒
(エ)　北緯二四度〇〇分一六秒　東経一三二度五九分五二秒
(オ)　北緯二四度〇〇分一五秒　東経一三一度二二分三八秒
(カ)　北緯二四度〇七分三三秒　東経一三一度一〇分二五秒

自衛艦二隻

一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

実施艦
その他

○防衛省告示第二百六十一号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十三年十一月四日

防衛大臣　一川　保夫

日時　平成二十三年十一月十八日（予備、同月十九日から同月二十七日まで）の〇六〇〇から二〇〇〇まで

区域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二六度二三分一四秒　東経一二八度一九分五三秒
(イ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分五二秒
(ウ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五九分五二秒
(エ)　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒

自衛艦三隻

一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

実施艦
その他

○防衛省告示第二百六十二号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十三年十一月四日

防衛大臣　一川　保夫

日時　平成二十三年十一月十八日（予備、同月十九日から同月二十七日まで）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　沖縄島南東方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二四度二三分一五秒　東経一三〇度四七分五二秒
(イ)　北緯二五度二六分一五秒　東経一三一度四一分五二秒